

税務調査立会事件

マリタックス法律事務所

弁護士・税理士・企業法務部・管財人・後見人らから、救済申立を受けた事件で、税務調査立会で成果を出したケースである。

| | | |
|-------|-----------------|---|
| 法人税調査 | ① 残波役員給与事件 | 納税者支援調整官に救済申立てをなしたところ、再調査となり、再調査の結果で収集された証拠資料に基づき、過大役員給与の判定基準について <u>最高値基準</u> が採用された。 |
| | ② 子会社株式評価損計上事件 | 株式の評価損計上について、通達どおり行ったことを説明して是認された。 |
| | ③ 病院債務免除益事件 | 病院（経営法人A）に対する貸付金債権を有するB社は、貸付金債権と営業権を共にC社に譲渡したが、C社は、Aに対し、貸付金の債務免除をなした。その後、国税局の税務調査があり、債務免除益課税すると指摘された。Aは、多くの入院患者を抱えており、債務免除益課税の回避を国税局に陳情したところ、社会的な影響の大きさが考慮され、課税されなかった。 |
| | ④ 親子会社間取引事件 | 市場の無い取引は、公正価格が問われる。親会社Sと子会社B間では、建築資材について、合理的な原価計算を基礎として、親子間の継続的売買価格を決定し期末に一括清算していたが、寄付金認定が撤回された。 |
| | ⑤ 業務委託契約交際費事件 | 親会社Aは、子会社Bとの間で、業務委託契約を締結し、建築部材製作ノウハウ料を支払っていた。税務調査において、この支払は交際費に該当するとされたが、国税不服審判所において、業務委託等の契約に基づく支払いは、交際費に該当しないとされた。 |
| | ⑥ 過大役員給与事件 | A社は創業者会長の退職に伴い、退職金額を業績倍率法で算定したところ、低い数値であったので、最終月額報酬額 200 万円をTKC公表の標準月額報酬 400 万円で計算して支給した。その後、税務調査が入り、最終月額報酬で計算される数値が過大性の判定基準であると指摘された。会社は残波事件の東京高裁判決を示して交渉したところ、標準月額報酬による計算も合理性があるとして是認された。 |
| | ⑦ 建設業者脱税事件 | 建設業者A社は、法人税法違反事件で起訴され、A社は罰金刑を課され、代表者Bは懲役 1 年執行猶予 3 年の判決を受けた。その後、A社は建設許可の取消処分を受けたが、Bは新会社Cを設立して新しく建設許可を受けた。 |
| | ⑧ 経理部長 2 億円横領事件 | A社経理部長は、2 億円の架空発注をなし、A社から同額を詐取したことにより、被害者であるA社に課税された（日本美装事件）。 |

| | | |
|-------|-----------------------|--|
| | ⑨ 上場株式低額譲渡事件 | 海外の上場株式を時価より30%低く譲渡した事例について、大量相対取引による暴落のリスクを弁明した。 |
| | ⑩ 個人保証事件 | 法人税の個人保証について、否認したケースである。 |
| | ⑪ 子会社株式評価事件 | 上場企業の子会社株式評価損計上を認めさせた。 |
| 所得税事件 | ① 自動販売機スキーム事件 | 個人がマンション1棟を12月に購入し、自動販売機を設置したケースで、消費税の還付が実現された。 |
| | ② 連帯保証履行賠償事件 | 土地の名義貸をなしたところ、債権者から競売申立を受けたが、所得税法64条2項を主張したケースである。 |
| | ③ イオン撤退事件 | 地主が違約金を取得したが、不動産所得か譲渡所得か問題となった。 |
| | ④ 土地区画整理事件（東京駅前） | 圧縮記帳と5000万円特別控除の特典に関する事前協議のサポートをなした。 |
| | ⑤ 新宿駅前都市再開発事業事件（新宿駅前） | 圧縮記帳と特別控除について証明書の発行が遅れたケースである。 |
| | ⑥ 法人成事件 | 漁業者が法人成りしたが、法人税申告が否認されたケースである。 |
| | ⑦ 電話会社下請事件 | 下請人件費2億7000万円について、簿外費用が否認された。 |
| | ⑧ 上場企業オーナー事件 | 住所を移転して、調査国税局を変更し、事業承継における株式評価額を認めさせた。 |
| 相続税 | ① マンション立体交換事件 | A社は、土地とマンションの立体交換をなした。その後、A社の株主Bが、実子CへA社株式を低額譲渡したところ、T税務署から、土地の時価を基準として、株式評価して贈与税課税すると言われたが、交渉により路線価評価で時価と取引額との差額について修正申告することで和解した。 |
| | ② 贈与税事件 | 父子間の土地贈与契約がなされたが、未履行であったところ、父Aに愛。人ができて心変わりしたので、受贈者たる子Bが、土地所有権移転登記請求をなし、父Aを訴えたところ、裁判所は贈与契約が有効として、Bを勝訴させた。その後、Bは贈与に基づいて所有権移転登記手続をなしたところ、課税庁が約10億円の贈与賦課税決定をなした。Bは、審判所に審査請求したところ、租税債権は、贈与契約の効力発生日から消滅時効が進行するものとして、Bを勝訴させた。裁決時において審判所による国税未払債務合計は約33億円であったが、審判所の勝訴裁決により、一瞬で消えてしまった。 |

| | | |
|--------|-----------------|---|
| | ③親子間株式低額譲渡事件 | Aは、経営する会社Xの株式を長男Bに低額譲渡したところ、Y税務署に否認された。しかし、過去の裁決例を示したところ、突然、是認通知が出された。 |
| | ④株式贈与調査事件 | 父親が、同族会社の株式を子供らへ贈与したところ、その評価が否認されたが、区分所有マンションの土地評価を減額して和解した |
| | ⑤小規模宅地評価減事件 | 相続人4人が存在するケースにおいて、10か月以内に遺産分割協議が成立しなかったため、相続人の一人Aは、遺言書に従って小規模宅地の評価減の適用をなして相続税の申告をなした。Aは、申告時にあたり、 <u>3年以内の猶予届も選択同意書も提出しなかったが、4年後に訴訟上の和解で遺産分割協議が成立したため、相続人全員による選択同意書を添付して4か月以内に更正の請求をなしたら、還付が認められた。</u> |
| | ⑥土地相続税評価事件 | 藤山雅行裁判長の下で、収益還元法と取引事例比較法を合計して二分の一とする評価方法を採用した判決がなされた。 |
| | ⑦自動販売機スキーム事件 | 12月7日に購入したマンション一棟について、建物代金の仕入税額控除が認められた。 |
| | ⑧商社取引事件 | A社は、台湾の小売店400社を集めて、日本で買付けさせ、代金領収証をA社宛のものを利用して、輸出免税の還付を請求したが否認されたケースである。 |
| | ⑨貸付金申告除外事件 | 貸付金の回収可能性額を評価額として認めさせた。 |
| | ⑩個人間低額譲渡事件 | 区画整理地域の土地を1,500万円で低額譲渡したケースである。 |
| 国際課税調査 | ①金融仲介子会社合算課税事件 | タックスヘイブン課税の適用について、外国子会社の出資受入行為と投資受託行為は異なることを説得し、課税を免れた。 |
| | ②合算課税事件 | 税務調査において、外国子会社の所得について、親会社所得に合算するよう要求されたが、赤字の別外国子会社との合併を主張し、合算額の減額を認めさせた。また、親会社に対する業務委託料の計上を認めさせた。 |
| | ③電子取引消費税調査事件 | 外国会社Aが、GoogleやAppleのプラットフォームを利用して、ソフトウェア販売をなしていたところ、2015年税制改正により、日本の消費者が日本で購入した取引については、日本国が消費税を課税できることとなった。A社は、日本に事業活動の拠点がないため、国税局は、文書による照会と国際電話による税務調査をなし、A社に対し、消費税賦課決定をなし、麹町税務署においてこれを公示した。 |
| | ④マレーシア南洋材業務委託事件 | 入港割当の交渉代行を業務委託したケースで、交際費課税が全面的に取消された。上位10社の船舶運航会社が不服申立に参加した。 |

| | | |
|------|-----------------|--|
| | ⑤ 納税管理人事件 | 外国法人の消費税申告納付について、納税管理人となり、課税部門及び徴収部門と交渉したケースである。 |
| | ⑥ 少林寺拳法事件 | 日本における指導料は、中国本部に帰属するとして争ったケースである。 |
| | ⑦ 個人合算課税事件 | 事業年度の途中で居住者に復帰した事件である。 |
| | ⑧ 個人合算事件 | 外国子会社が配当しない場合のケースで、更正処分がなされた。 |
| | ⑨ 費用プール事件 | 海外への費用支払いを、日本でプールしていたケースである。 |
| | ⑩ 外国上場子会社事件 | 外国上場子会社（上海）の株式譲渡価格が問題となり、市場価格に従って申告した。 |
| | ⑪ 圧縮記帳事件 | 圧縮記帳の明細書添付とタックスヘイブンの申告ミスがあり、後者について 2 億円の修正申告をなしたケースである。前者の役 10 億円の追加課税を免れた。 |
| 査察調査 | ① 電子取引ディベロッパー事件 | 法人と個人との売上帰属が不明の場合、法人帰属を主張し個人に対する刑事告発を免れた。 |
| | ② 産廃業者査察事件 | A社は、農地の宅地化手続について、反社会的団体Bに坪単価 3～6 万円程度の手数料を現実に支払ったが、査察調査が開始となった。領収証はなかったが、手数料受領者たるBに、受領確認の証言をさせたところ、費用支払が是認され、刑事告発が回避された。 |
| | ③ 人材派遣会社査察事件 | Aは個人商店からB社に法人成りしたが、個人商店時代における二年分の所得について、税務申告をなしていなかった。査察調査があり、課税庁は、B法人の修正申告を要求したが、売上・費用は、個人Aに帰属すると主張し、査察調査を回避した。 |
| | ④ 査察調査事件（仮想通貨） | A社は、B社から仮想通貨を仕入れ 20 億円分を市場で販売し、その 50%を仕入れとして税務申告したところ、A・B社は一体として、仕入れを否認された。A社は、国税局に対し、仮想通貨は、準物権であるとして、費用性を主張した。その結果、修正申告をなしたが、告発されなかった。 |
| | ⑤ 査察調査事件（人材派遣） | Aは、自己が経営するB社の従業員C・D・Eにより、個人事業の人材派遣事業をなし、約 2 億円の利益を出したが、税務申告せず、F社として法人成りをなして、同種事業を継続した。査察調査において、個人事業の無申告所得 2 億円をB社の所得として納税することにより、告発を免れた。 |
| | ⑥ 風俗営業査察事件 | 風営業者たるA社は、コンサルタント費、清掃費をB社に支払い、A社の関連会社C社へB社からリベートを支払わせていたが、C社は、リベート金額の確定ができず、調査費の一部を認容され、勸奨額の三分の一で修正申告をなしABC社も全部が告発を免れた。 |

| | |
|------------------|---|
| ⑦ 査察調査事件（違約金支払） | <p>A社は、B社との間で土地売買契約を締結したが、代金を支払えず、債務不履行解除となった。A社は、上場を控えていたため、争うことなく違約金3億円をB社に支払った。査察調査が開始となり、B社弁護士は次の通り弁護士意見書を提出した。A社代表者は起訴されたが、B社代表者は逮捕を免れ不起訴となった。</p> <p>ア 取引事実には幅があること イ 査察調査は、犯罪者を作ることが目的ではなく、納税させることを目的とするべきこと ウ 実質的経営者の判定は、商業登記簿及び実態で判定すべきこと エ 査察調査が長引くと調査対象会社は倒産し、納税が不可能となること</p> |
| ⑧ 携帯アプリライセンス査察事件 | <p>Aは、携帯アプリのライセンス料を大手配信会社から受領していたが、源泉されているものと考え無申告であった。アプリ制作が海外であったので、制作費用は、推計課税するべきと争った。</p> |
| ⑨ 建設機械現金取引査察事件 | <p>A社は、建設機械の現金取引をなしていたが、仕入の領収証がなく、仕入税額控除を否認されたが、告発に至らなかった。外国人からの仕入れについて領収証がなかったが、仕入の実在は認められた。</p> |
| ⑩ プラットフォーマー調査事件 | <p>外国法人のサポートをする日本法人について査察調査が開始されたが、外国法人が申告・納税したら、査察打ち切りとなった。</p> |
| ⑪ 仮想通貨徴収調査事件 | <p>外国法人から仕入れた仮想通貨の購入代金が否認されたので、修正申告したら、査察調査は打ち切られたが、徴収調査が開始された。</p> |
| ⑫ 輸出免税刑事事件 | <p>中国への化粧品等の輸出を行う商社取引による脱税が摘発されたもので、約3億円の不正還付として懲役5年の実刑判決を受けた。</p> |
| ⑬ 仮想通貨交換仲介取引査察事件 | <p>仮想通貨を他の仮想通貨や株式と交換を斡旋する節税商品の販売取引の査察事件である。 外国法人による日本上場株式の販売。</p> |
| ⑭ 法人税ほ脱幫助罪事件 | <p>不告発の幫助犯を起訴した事件について、査察部との不告発合意を主張した。</p> |
| ⑮ 外注費事件 | <p>マンションの補修外注費が架空と指摘されたが、工事の存在を主張して認められた。</p> |
| ⑯ 仮想通貨調査事件 | <p>仮想通貨をICOと交換したところ、所得発生を指摘されたケースである。LSI社とKPT社との節税契約が締結されていた。</p> |
| ⑰ 仮想通貨円交換事件 | <p>ADAコインを円に交換し、宝石等を購入したケースである。KPT社との節税契約がなされていた。</p> |
| ⑱ 水増領収証事件 | <p>埼玉県の手動不動産会社A社は、数か所の土地購入について、売買代金領収証、仲介手数料領収証を水増しして</p> |

| | | |
|------|----------------------|---|
| | | 受領していた。3億円の脱税であったが、執行猶予判決を受けた。 |
| 地方税 | ① 固定資産税苦情申立事件 | 借地権マンションの敷地について、地代総額が年間約300万円、固定資産税年間総額が約900万円であった。マンション管理組合代理人弁護士として、都税事務所へ敷地の固定資産税の値下げ交渉をしたところ、都税事務所は敷地の地代総額と同額にまで固定資産税を値下げした。裁判所、審判所よりも、課税庁に対する苦情申立の方が短期解決の効果を期待できる。 |
| | ② 都内Kカントリークラブ固定資産税事件 | Kカントリークラブの固定資産税が宅地並課税で、年間2億5000万円課税されていたが、審査申出したところ、クラブハウスの敷地の範囲が拡大され減額された。 |
| | ③ 老人ホーム駐車場事件 | 老人ホームの駐車場は、課税されていたところ、訴訟提起して非課税の判定を受けた。 |
| | ④ 一番町事件 | 千代田区一番地のビル敷地の評価について、容積率である行政条件の考慮が間違っていることを指摘したところ、賦課処分の全面取消の勝訴判決を得た（ジュリスト判例百選97事件）。 |
| | ⑤ 不動産取得税事件 | 医療法人の無料低額診療事業について、約3%の生活困窮者割合について非課税を主張したケースである（大阪天王福社会事件判決参照）。 |
| | ⑥ 財産区事件 | A自治体の依頼により、他県の財産区について、ゴルフ場が経営されているが、固定資産税を賦課する法的構成について意見書を作成した。 |
| 租税手続 | ① 第二次納税義務事件 | G社は、C社に対する2億円の売掛金を計上していたが、C社に対する売掛金を帳簿上放棄し、解散登記をなしていた。税務調査において、C社は調査官から第二次納税義務を賦課すると言われた。当該売掛金は、当初から不存在であると説明し、第二次納税義務を免れた。 |
| | ② 租税調査拒否事件 | 税理士が税務調査を拒否したことにより、「帳簿を保存しない場合」に該当するものとし、仕入税額控除が否認され約40億円の消費税が追加課税された。行政指導による資料提示要請は、質問検査権行使ではないから、行政手続法32条2項を適用するべきとして争った。 |
| 徴収調査 | ① 租税徴収事件（被差押債権の時効） | 納税義務者の貸金債権が国税局徴収部によって差押されたが、第三債務者は、非差押債権の時効進行が停止しないと主張し課税庁と協議したところ、第三債務者の事務所用賃貸ビルは執行を免れた。 |
| | ② 国税徴収調査事件（新会社設立） | 滞納者の事業を継続するため、親会社を設立してそこに商品を割賦販売し、その割賦金で、国税債権への支払いをすることにしたが、国税局から執行免脱罪に該当すると脅された。営業活動による売却と執行免脱行為は全く別であると説明したが、協議が成立せず、商品売却契約を解除し、滞納者名義で商品が処分された。 |

| | | |
|------|--------------------|---|
| | | 結局、国税局には割賦金総額（6000 万円）を支払わなかった。 |
| | ③ 関税徴収調査事件 | 甲は、ヨーロッパの豚肉輸出会社のコンサルタントで、四国の大手豚肉輸入会社へヨーロッパ豚肉を販売仲介をしていたが、事後調査開始され、関税当局へ協力したが、逮捕された。実質的輸入者は、100 億円超の脱税とされ、逮捕された。 |
| | ④ 社会保険徴収代行事件 | 社会保険料の未納について、国税局が徴収代行したケースである。不服申立をなした。 |
| | ⑤ 罰金 2500 万円徴収事件 | 法人が犯則事件で、2500 万円の罰金刑の判決を受けたが、破綻状態の報告書を提出した。 |
| | ⑥ 馬券事件 | 年間 3 万件のネット馬券購入取引をしていたが、一時所得の認定を受け、自宅を売却して納税したが、給与の差押えは免れた。 |
| | ⑦ 違法徴収事件 | 地方税滞納により、差押執行を受けたが、高級ワイン開封のものまで押収された。 |
| | ⑧ 千葉県山林差押事件 | 千葉県の山林の差押えを受けたが、換価されることなく差押えが解除された。 |
| | ⑨ 売掛金一部開放事件 | 国税当局により売掛金の差押えを受けたが、交渉により給与交渉分として一部還付された。 |
| | ⑩ 外国企業消費税事件 | 日本に P E がない外国企業のアップル及びグーグルに対する分配請求権が差し押さえられたケースである。 |
| 関税調査 | ① 関税事後調査事件（実質的輸入者） | 豚肉の差額関税事件について、輸入代行会社 A 社に対し、事後調査がなされ、A 社は事務代行で故意のない道具であり、利益を得ていないこと、差額関税制度は、W T O 農業協定条約に違反することを主張した。 上記の主張が事実上認められ、巨額の脱税事件にもかかわらず、執行猶予判決がなされ、罰金も課されなかった。未必の故意は認定された |
| | ② 関税事後調査事件 | 時計部品について、完成品かどうかが問題となったケースである。 |
| | ③ 価格圧縮事件 | 中国から衣料品を輸入した業者が、中国で現金買付をなし、日本への輸入手続は、日本商社（韓国系）を通じて行った。 |
| | ④ 関税事後調査 | 化学品の商品分類について事後調査に対応し、意見書を作成した。 |
| | ⑤ 横浜ブランド品輸入業者事件 | 成田空港において、ブランドバッグについて、課税が賦課されたケースである。 |
| | ⑥ アンカレッジ空港事件 | アンカレッジ空港で購入した羊毛コートについて、成田空港で関税が賦課された。 |

| | | |
|-------------|------------------|--|
| 登録免許税 | ① 木更津木材事 | 憲法 84 条違反の課税として納税者が勝訴した唯一の憲法訴訟である。菊池元登記官の協力を得た。 |
| 税理士賠償・懲戒等事件 | ① 税理士再登録事件 | 再登録を拒否された事件である。日税連と交渉した。 |
| | ② 税理士資格取消事件 | 自己責任申告をサポートした税理士が、懲戒されたケースである。 |
| | ③ 税理士質問検査権虚偽回答事件 | 破産管財人の質問に虚偽回答をした者に対する助言の責任が追及され、罰金 80 万円を課されたケースである。 |
| | ④ 税理士紛議調停事件 | 税理士会紛議調停事件に代理出頭し、全て不問にしたケースである。 |
| | ⑤ 役員給与誤申告事件 | 事前確定届をしなかったミス of 責任を問われたケースである。 |
| | ⑥ タックスヘイブン誤申告事件 | 個人タックスヘイブン規定の運用を失念し、助言しなかった責任を問われたケースである。 |
| | ⑦ 軽減税制誤申告事件 | 課税繰延手続を怠ったケースである。 |
| | ⑧ 税理士連帯保証事件 | 税理士が 5 億円の保証をなしたが、5000 万円の弁済をなし、4 億 5000 万円を免除されたケースである。 |
| | ⑨ 税理士紹介事業事件 | 東京税理士会からの照会に対応し、非税理士活動の弁明をした。 |
| | ⑩ 従業員被告事件 | 税理士と従業員が被告として訴えられた事件で、和解したケースである。 |
| 事前照会 | ① 自己信託事件 | ビル一棟を自己信託して公益財団法人へ寄付する場合について、国税局へ事前照会をなし、法人税及び消費税の非課税の回答を得た。 |
| 事前協議 | ① 都市再開発区画整理事件 | 都市再開発の権利変換や、区画整理による換地処分について、統括税務署へ税務の事前協議手続の申込みをなし、事前協議手続済証明書を取り付けた。 |
| | ② 都市再開発事件 | 再開発に反対して期限通り申告できず、税の繰り延べができなかった。 |
| | ③ 都市再開発事件 | 収用証明書などの取得が遅れ、5000 万円控除が受けられなかった。 |